

分類番号	青経－１－１
制定日	平成14年10月2日
改正日	平成14年12月9日
改正日	平成15年4月15日
改正日	平成21年4月1日
改正日	平成22年12月4日
改正日	平成28年6月4日
改正日	平成29年4月1日
改正日	令和元年10月1日
改正日	令和7年3月31日
改正日	令和8年3月6日

旅客営業規則

青い森鉄道株式会社

旅客営業規則

目次

第1編 総 則（第1条—第12条）

第2編 旅客営業

第1章 通 則（第13条—第16条）

第2章 乗車券類の発売（第17条—第53条）

第3章 旅客運賃・料金（第54条—第85条）

第4章 乗車券類の効力（第86条—第105条）

第5章 乗車券類の様式（第106条—第117条）

第6章 乗車券類の改札及び引渡し（第118条—第124条）

第7章 乗車変更等の取扱い（第125条—第168条）

第8章 入場券（第169条—第176条）

第9章 手回り品（第177条—第181条）

附 則

別 表

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、青い森鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送及びこれに附随する入場券の発売等の事業（以下これらを「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社線に係る旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

2 他の鉄道と連絡運輸をする場合は、別に定める場合を除いて、旅客鉄道会社制定の旅客連絡運輸規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。
- (2) 「旅客鉄道会社線」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下これらを「旅客鉄道会社」という。）の経営する鉄道をいう。
- (3) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場及び停留場をいう。
- (4) 「駅員無配置駅」とは、駅員を配置していない駅又は駅員を配置していない時間帯の駅をいう。
- (5) 「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいう。
- (6) 「急行列車」とは、特別急行列車及び普通急行列車をいう。
- (7) 「普通列車」とは、急行列車以外の列車をいう。
- (8) 「特別車両」とは、旅客車のうち、特別な設備をした車両をいう。
- (9) 「乗車券類」とは、乗車券、急行券、特別車両券及び座席指定券をいう。
- (10) 「指定券」とは、乗車日及び乗車列車を指定して発売する急行券（以下「指定急行券」という。）、特別車両券及び座席指定券をいう。
- (11) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

(消費税課税の運賃・料金)

第4条 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

(運賃・料金前払の原則)

第5条 旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客は、現金をもって所定の運

賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払とすることができる。

- 2 旅客は、前項の規定にかかわらず、普通回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、当社において特に認めたクレジットカードによって支払うことができる。

(契約の成立時期及び適用規定)

第6条 旅客運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

(1) 乗車券類及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止

(2) 乗車区間・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限

(3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込の列車の制限

- 2 前項の制限又は停止する場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第8条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

- 2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において自動車等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(営業キロの端数計算方)

第9条 営業キロを用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第10条 期間の計算をする場合は、その初日を算入して計算する。

- 2 期間の初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(注) 期間の始期及び終期の例を示せば、次のとおりである。

(例1) 3月20日から1日間とは、3月20日のみである。

(例2) 6月1日から1箇月間とは、6月30日までである。

(例3) 11月30日から3箇月間とは、2月末日(平年の場合は2月28日、閏年の場合は2月29日)までである。このように、月の期間を計算する場合、最後の月に応当日がないときは、その月の末日が終期となる。

3 期間の計算をする場合で、開始日又は満了日を列車の始発駅出発日、乗車券類の有効期間の開始日等を起算日として、そ及して計算するときは、次の各号に定めるところによって、これを計算する。

(1) 日単位で規定している場合

起算日は含まないで該当日を計算する。

(2) 月単位で規定している場合

該当の月の応当日を該当日として計算する。ただし、応当日がない場合は、該当の月の翌月の初日とする。

(3) 月単位と日単位の組合せで規定している場合

第1号の規定により日単位により該当日を計算し、更にこれを起算日として、前号の規定により月単位の該当日を計算して、これを全体の該当日とする。

(乗車券類等に対する証明)

第11条 当社において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等が呈示又は提出する書類)

第12条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に呈示又は提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日付等にあつては、元号で表示されているものであつても西暦で記載することができる。

2 旅客等は、前項の規定(後段に規定する場合を除く。)による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

3 旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に明示した場合を除く。

第2編 旅客営業

第1章 通則

(乗車券類の購入及び所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客が、急行列車に乗車する場合は、その乗車に有効な急行券を購入し、これを所持しなければならない。

3 前各項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する場合等で旅客の責任によらない事由で乗車券類を購入しないで列車に乗車した旅客は、列車内又は着駅において、相当の運賃・料金を支払うものとする。

(整理券の所持)

第14条 ワンマン列車においては、乗車の際、整理券を発行することがある。

2 旅客は、乗車する際交付された整理券を所持し、下車する際には、その整理券を車内又は着駅において係員に引渡さなければならない。

(営業キロ)

第15条 旅客運賃・料金の計算その他旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロによるものとし、各駅間の営業キロは別表第1号に定めるとおりとする。

2 前項の営業キロは、旅客の乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

(駅員無配置駅の旅客の取扱い)

第16条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通則

(乗車券類の種類)

第17条 乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車券

- | | | |
|-----------|---|-------------|
| イ 普通乗車券 | } | 片道乗車券 |
| | | 往復乗車券 |
| | } | 通勤定期乗車券 |
| | | 持参人式通勤定期乗車券 |
| ロ 定期乗車券 | | 通学定期乗車券 |
| | | 通学学期定期乗車券 |
| | | 通学片道定期乗車券 |
| | | シニア寿定期券 |
| ハ 普通回数乗車券 | | |
| ニ 団体乗車券 | | |
| ホ 貸切乗車券 | | |

(2) 急行券

}	特別急行券
	普通急行券

(3) 特別車両券

(4) 座席指定券

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

第18条 乗車券類は、駅において、係員又は自動券売機により発売し、また駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

2 前項の規定にかかわらず、旅客が乗車券を所持しないで駅員無配置駅から又は旅客が係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、係員が乗車券を当該列車内において発売することがある。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が別に定める箇所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

4 前条第2号から第4号までに定める乗車券類について、旅客鉄道会社線と直通運転をする列車にあつては、旅客鉄道会社（旅客鉄道会社において乗車券類の発売を委託している箇所を含む。）のみにおいて取扱うこととし、当社においては設備しない。

(乗車券類の発売範囲)

第19条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。た

だし、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券を発売することがある。

- (1) 指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合
- (2) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券、定期乗車券又は普通回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合
- (3) 団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合
- (4) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合

2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

3 当社が取り扱う、当社線と旅客の連絡運輸を行う連絡会社・区間・接続駅・乗車券類の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表第2号に定める。

(乗車券類の発売日)

第20条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券は、当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

有効期間の開始日の14日前の日から。ただし、通学学期定期乗車券にあつては、次に定める日から当該学期に有効となるものを発売する。

イ 1学期通学学期定期乗車券にあつては、4月1日

ロ 2学期通学学期定期乗車券にあつては、8月17日

ハ 3学期通学学期定期乗車券にあつては、1月3日

(2) 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引受け後であつて、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から。

2 前項の規定によるほか、普通乗車券は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。

3 当社が必要と認める場合は、前各項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

(乗車券類の発売時間及び発売区間)

第21条 駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。

(3) 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。ただし、普通乗車券の発売区間については、別に定めることがある。

(特別の乗車券類の発売)

第 22 条 当社が特に必要と認める場合は、特別の運送条件を定めて、乗車券類を発売することがある。

2 前項の規定によって乗車券類を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をそのつど関係の駅に掲示する。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第 23 条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症(同法第 44 条の 9 の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る。)、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(払いもどし等について特約をした乗車券類の発売)

第 24 条 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

(割引乗車券の発売の制限)

第 25 条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 26 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書又は第 102 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 27 条 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 28 条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券又は往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間が同じ区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。

（学生割引普通乗車券の発売）

第 29 条 東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 6 号）第 2 条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、片道の営業キロが 100 キロメートルを超える区間を旅行する場合で、第 30 条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

（学生割引証）

第 30 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場の所在地を含む。）、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間（通信教育学校用にあつては乗車区間及び乗車券の種類）を記入して提出するものとする。

2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、別表第 3 号のとおりとする。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、一般学校用のものにあつては発行の日から 3 箇月間、通信教育学校用のものにあつては面接授業又は試験期間の初日の 10 日前から終了日の 5 日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第 11 条第 3 項又は同条第 4 項の規定による有効開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

4 前各項以外の学校学生生徒旅客運賃割引証の交付及び発行方等については、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の規定を準用する。

（被救護者割引普通乗車券の発売）

第 31 条 東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第 21 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」

という。)が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

- 2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第32条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車行程・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

- 2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、別表第4号のとおりとする。
- 3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
- 4 前各項以外の被救護者旅客運賃割引証の交付及び発行方等については、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の規定を準用する。

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券等の発売)

第33条 旅客が区間を同じくして乗車する場合において、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通勤定期乗車券又は持参人式通勤定期乗車券を発売する。

- 2 定期乗車券購入申込書の様式は、別表第5号のとおりとする。

(通学定期乗車券等の発売)

第34条 指定学校の学生(放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明証を提出したとき又は第102条第1項に規定する通学定期券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月若しくは6箇月有効の通学定期乗車券、1学期、2学期若しくは3学期有効の通学学期定期乗車券又は1箇月若しくは3箇月有効の通学片道定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接

授業会場又は試験会場を含む。) もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
(2) 区間を同じくして順路によって乗車する場合 (ただし、通学片道定期乗車券については、居住地もより駅と指定学校もより駅との間のいずれか一方向に限る。)

- 2 通学証明書の様式は、別表第6号のとおりとする。
- 3 通学証明書に通学学期定期乗車券の有効期間を記入するときは、通学定期乗車券の有効期間欄に1学期、2学期又は3学期の例により記入する。
- 4 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第8項の規定を準用し、有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効開始日とする場合に限る。
- 5 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券、通学学期定期乗車券又は通学片道定期乗車券を発売する。
- 6 前各項以外の通学証明書の交付及び発行方等並びに前項に定める実習用の定期乗車券に係る取扱いについては、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の規定を準用する。

(シニア寿定期券の発売)

第35条 満66歳以上の旅客が区間を同じくして乗車する場合において、公的証明書等を呈示して生年月日が証明でき、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効のシニア寿定期券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第36条 前3条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を附加して発売することがある。

(割引定期乗車券の発売)

第37条 第34条第1項又は同条第5項の規定により通学定期乗車券、通学学期定期乗車券又は通学片道定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の生徒又は児童に対しては、当該指定学校に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は第102条第1項に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、割引の通学定期乗車券、通学学期定期乗車券又は通学片道定期乗車券を発売する (第34条第5項に規定する実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。)。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、「義務課程」と赤書きするものとする。

- (1) 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の生徒
 - (2) 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童
- 2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、割引の通学定期乗車券、通学学期定期乗車券又は通学片道定期乗車券を発売することがある。
 - 3 第1項の規定によって提出する通学証明書については、旅客運賃割引証に関する規定を準用する。

第4節 普通回数乗車券の発売

（普通回数乗車券の発売）

第38条 旅客が、当社線の各駅相互間を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片を1組とする普通回数乗車券を発売する。

（通学用割引普通回数乗車券の発売）

第39条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業会場又は試験会場を含む。）のもより駅までの区間を、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該区間に有効な11券片を1組とする通学用割引普通回数乗車券を発売する。

(1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒

- 2 前項により発売する通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、第30条第2項に規定する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第11条第5項の規定によりその在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものである。
- 3 前項の規定により提出する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、第30条第3項の規定にかかわらず、発行の日から1箇月間とする。

第5節 団体乗車券の発売

（団体乗車券の発売）

第40条 一団となった旅客の全員が、利用施設及び発着駅を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受をしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

イ 次の1に該当する学校等の学生等が8人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が8人未満のときであっても、この取扱いをする。

(イ) 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

(ロ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という。）の児童

ロ イの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

(イ) 幼稚園の幼児、保育所等の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。

(ロ) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱を行い、団体乗車券を発売することがある。
(団体旅客の運送上の区分)

第41条 団体旅客に対しては、前条の規定によるほか、次の各号の区分にしたがって運送の引受けを行い、団体乗車券を発売する。

(1) 利用列車による区分

イ 専用臨時列車を利用する団体

行程の全区間又は一部区間を該当団体だけのために設定した臨時列車（以下「専用臨時列車」という。）を利用する団体

ロ イ以外の列車を利用する団体

定期列車又は専用臨時列車以外の臨時列車を利用する団体

(2) 大口、小口による区分

イ 大口団体

前号イに定める専用臨時列車を一口の団体だけで利用する場合の団体旅客

ロ 小口団体

イ以外の団体であって、当該団体の構成人員によって、次により区分する。

(イ) A小口団体

31人以上の人員によって構成された団体旅客

(ロ) B小口団体

8人以上30人までの人員によって構成された団体旅客

2 次の各号の1に該当する団体旅客に対しては、その臨時列車の運転区間又は車両の使用区間について、列車又は車両単位に旅客車を専用する取扱い（以下「旅客車専用扱」という。）として団体旅客運送の引受けをする。

(1) 大口団体

(2) 次に掲げる小口団体

イ 特別車両を連結していない列車又は区間に対し、特別車両を使用する団体旅客

ロ イ以外の場合で、団体旅客運送の申込みの際に旅客車専用扱として乗車することを請求した団体旅客

3 運輸上の支障その他特別の事由がある場合は、前項の規定を適用しないことがある。
(団体旅客運送の申込み)

第42条 第40条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。

(1) 大口団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から2箇月前の日まで。

(2) 前号以外の団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から14日前の日まで。

(注) 第2号の小口団体（普通団体）に対する運送の申込みの受付期間（受付期限を14日前の日までとしたもの）の例を示せば、次のとおりである。

(例1) 9月15日に出発する場合は、前年12月15日から9月1日まで受け付ける。

(例2) 11月30日に出発する場合は、3月1日から11月16日まで受け付ける。

2 団体旅行申込書の様式は、別表第7号のとおりとする。

3 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学生団体

教育長又は学校長（保育所の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で、学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者、申込責任者又は旅行業者

4 団体旅行申込書の記入方は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申込者住所氏名欄には、前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

(2) 旅行業者住所氏名欄には、旅行業者があつた場合に当該旅行業者の住所氏名を記入する。ただし、普通団体であつて、旅行業者が申込者の場合は、同欄の記入

は省略する。

- (3) 前項第1号の場合で、数校連合のときは、申込人員欄の所定欄に総申込人員を記入するほか、記事欄に関係学校別の人員を明示する。

(団体旅客運送の予約)

第 43 条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上の支障のない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、乗車日及び乗車する列車を指定して運送の引受けをする。

3 前各項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、提出された団体旅客申込書に引受けをした旨を記載し、当該団体の申込者に交付することにより通知する。この場合、別に定める団体にあつては、別表第8号に定める団体旅行引受書により通知することがある。

4 前項の規定によって、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

(責任人員及び保証金)

第 44 条 次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を附し、保証金を収受することを条件として、その運送の引受けを行う。

- (1) 大口団体
- (2) 旅客車専用扱の団体
- (3) その他特別の手配をして運送する団体

2 前項の規定による責任人員は、次の各号に定める人員とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、実際乗車人員が責任人員に満たないときであっても、行程の全区間に対し、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件とするものとする。

(1) 旅客車専用扱の団体にあつては、第75条に規定する貸切旅客運賃収受定員の9割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満の端数は、1両ごとに切り捨てる。）

(2) その他の団体にあつては、申込人員（大人と小児との混合の団体旅客のときは、大人と小児との各別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満の端数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。）

3 第1項の規定による保証金は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額（100円未満の端数は、100円単位に切り上げる。）とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消したときは、これを返還しないことを条件とし、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。

(1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅又は本社に指定した期日までに

納付させることとし、その期日までに納付しないときは、当該団体旅客運送の申込みを取り消したものとみなす。

- (2) 当社の責めに帰する事由により、当該団体旅客運送の申込みを取り消したときは、納付した保証金相当額を返還する。
 - (3) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰額があっても、その過剰額は返還しない。
 - (4) 納付した保証金には、利子を附さない。
- (一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第 45 条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。
(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

第 46 条 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員の変更、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定める手続きを行いその変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合には、当該団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）に変更・取消内容を記入して提出する。また、第 43 条第 3 項の規定により団体旅行引受書の交付を受けているときは、当該団体旅行引受書を併せて提出する。
- (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

2 団体旅客運送の引受後、旅客の申出により団体旅客運送の変更又はその申込みの取消しの承諾を行う場合は、第 44 条に規定する条件を附した団体については、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。

- (1) 申込人員その他の変更により責任人員及び保証金に増減がある場合
 - イ 当社の責めに帰する事由により変更する場合で、責任人員及び保証金が減少するときは、これを変更する。
 - ロ イ以外の場合は、責任人員及び保証金を変更しない。
- (2) 団体乗車券の購入前に申込みを取り消す場合
 - イ 当社の責めに帰する事由により申込みを取り消す場合は、すでに収受した保証金相当額を返還する。
 - ロ イ以外の場合は、すでに収受した保証金を返還しない。

第 6 節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第 47 条 旅客が、次の各号の 1 に該当する単位をもって旅客車を貸し切る場合であって、

かつ、当社が貸切として運送の引受けをしたものに対しては、貸切乗車券を発売する。

(1) 全車貸切

1 車両単位で貸し切る場合。

(2) 列車貸切

列車を単位として貸し切る場合。

(貸切旅客運送の申込み)

第 48 条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切列車申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行うものとする。

2 貸切旅行申込書は、第 42 条第 2 項に規定する団体旅行申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第 49 条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込を受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該貸切旅客運送の引受をする。

2 前項の規定により貸切旅客運送の引受をしたときは、その申込人に、第 43 条第 3 項に規定する団体旅行引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正する外、貸切旅客運送の引受に関する必要事項を加除訂正した貸切旅行引受書を交付する。

(貸切旅客に対する保証金等)

第 50 条 第 43 条第 4 項、第 44 条第 3 項、第 45 条及び第 46 条の規定は、貸切旅客の場合に準用する。

第 7 節 急行券の発売

(急行券の発売)

第 51 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。

2 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。

第 8 節 特別車両券の発売

(特別車両券の発売)

第 52 条 旅客が、当社線と旅客鉄道会社線とを直通運転をする列車の特別車両に乗車する場合は、特別車両に乗車する列車ごとに、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して特別車両券を発売する。

2 団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。

第9節 座席指定券の発売

(座席指定券の発売)

第53条 旅客が、当社線と旅客鉄道会社線とを直通運転する列車における指定席を使用する場合は、乗車する日、列車、駅、旅客車、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。ただし、運輸上の都合によって、旅客車又は座席の指定を省略することがある。

2 団体旅客に対する座席指定券は、団体乗車券によって発売する。

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通則

(旅客運賃・料金の種類)

第54条 旅客運賃・料金（第9節に規定する特殊料金を除く。）の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| イ | 普通旅客運賃 | ┌ 片道普通旅客運賃
└ 往復普通旅客運賃 |
| ロ | 定期旅客運賃 | |
| ハ | 普通回数旅客運賃 | |
| ニ | 団体旅客運賃 | |
| ホ | 貸切旅客運賃 | |

- (2) 急行料金
- | |
|----------------------|
| ┌ 特別急行料金
└ 普通急行料金 |
|----------------------|

(3) 特別車両料金

(旅客運賃・料金計算上の営業キロの計算方)

第55条 営業キロを使用して旅客運賃・料金を計算する場合は、線路が同一方向に連続する場合に限り、発着区間の営業キロを通算して計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

第56条 旅客運賃又は急行料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

- 大人 12才以上の者
- 小児 6才以上12才未満の者
- 幼児 1才以上6才未満の者
- 乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児又は乳児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随

伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

(4) 幼児又は乳児が、第 83 条の規定により当社が確保した座席を使用して旅行するとき。

3 前項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

4 特別車両料金は、旅客の年齢によって区別しない。

(小児の旅客運賃・料金)

第 57 条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は急行料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は急行料金をそれぞれ折半し、10 円未満の端数を切り上げて 10 円単位とした額（以下この方法を「端数計算」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、持参人式通勤定期旅客運賃及びシニア寿定期旅客運賃は、これを適用しない。

(割引の旅客運賃・料金)

第 58 条 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。

2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第 63 条の規定に準じ、区間ごとに割引額を差し引いて端数計算した額を合計した額とする。

(臨時割引等)

第 59 条 第 22 条の規定による割引の個人旅行用乗車券類又は特殊割引の団体乗車券を発売する場合の旅客運賃及び料金の割引率並びに第 40 条第 2 項の規定による特殊取扱の団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃及び料金の割引率その他の取扱方は、別に定める。

(旅客運賃・料金の概算収受)

第 60 条 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。

2 前項の規定によって収受した概算額は、駅員配置駅において旅客の申出によって精算する。

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)

第 61 条 旅客は、旅客運賃・料金について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

第 2 節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第 62 条 大人片道普通旅客運賃は、別表第 9 号のとおりとする。

(往復普通旅客運賃)

第 63 条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

(学生割引)

第 64 条 第 29 条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の 2 割を割引する。

(被救護者割引)

第 65 条 第 31 条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の 5 割を割引する。

第 3 節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第 66 条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 1 箇月大人通勤定期旅客運賃

別表第 10 号に定める額

ロ 3 箇月大人通勤定期旅客運賃

1 箇月大人通勤定期旅客運賃を 3 倍し、これに 0.95 を乗じて、端数計算した額

ハ 6 箇月大人通勤定期旅客運賃

1 箇月大人通勤定期旅客運賃を 6 倍し、これに 0.8 を乗じて、端数計算した額

(2) 大人持参人式通勤定期旅客運賃

前号に定める額を準用する。

(3) 大人通学定期旅客運賃

イ 1 箇月大人通学定期旅客運賃

別表第 11 号に定める額

ロ 3 箇月大人通学定期旅客運賃

1 箇月大人通学定期旅客運賃を 3 倍し、これに 0.95 を乗じて、端数計算した額

ハ 6 箇月大人通学定期旅客運賃

1 箇月大人通学定期旅客運賃を 6 倍し、これに 0.9 を乗じて、端数計算した額

(4) 大人通学片道定期旅客運賃

1 箇月又は 3 箇月大人通学定期旅客運賃を折半し端数計算した額

(5) 大人通学学期定期旅客運賃

3 箇月大人通学定期旅客運賃を 90 で除し、小数第 6 位以下を切り捨て、1 学期においては 107 日、2 学期においては 120 日、3 学期においては 73 日をそれぞれ乗じて端数計算をした額

(6) シニア寿定期旅客運賃

イ 1 箇月シニア寿定期旅客運賃

別表第 12 号に定める額

ロ 3 箇月シニア寿定期旅客運賃

1 箇月シニア寿定期旅客運賃を 3 倍し、これに 0.95 を乗じて、端数計算した額

ハ 6 箇月シニア寿定期旅客運賃

1 箇月シニア寿定期旅客運賃を 6 倍し、これに 0.9 を乗じて、端数計算した額

(端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第 67 条 第 36 条第 2 項の規定により発売する定期乗車券の端数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

(中学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)

第 68 条 第 37 条の規定により割引の定期乗車券を発売する場合は、同条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める生徒等に対し、通学定期旅客運賃、通学学期定期旅客運賃又は通学片道定期旅客運賃の 4 割を割引する。

第 4 節 普通回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第 69 条 普通回数旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

(2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第 70 条 第 39 条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。

(1) 第 39 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対しては、大人片道普通運賃を 2 割引きし、端数計算した額の 10 倍とする。

(2) 第 39 条第 1 項第 2 号に規定する生徒に対しては、大人片道普通運賃を 5 割引きし、端数計算した額の 10 倍とする。

第 5 節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第 71 条 第 40 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

イ 学生、生徒、児童及び幼児

(イ) 大人 5 割

(ロ) 小児 3 割

ロ 教職員、付添人及び旅行業者

3割

(2) 普通団体

2割

2 前項の規定によるほか、普通団体に対しては、団体旅客 31 人以上 50 人までのときは、うち 1 人、51 人以上のときは、50 人までごとに 1 人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。

(団体旅客運賃の計算方)

第 72 条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

2 前項第 1 号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに同号の規定を適用する。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)

第 73 条 第 44 条第 2 項の規定による条件をもって運送の引受をした団体旅客の実際乗車人員（無賃扱人員を含む。）が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員（大人・小児別に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員）とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃・料金を収受する。

2 前項の場合、次の各号の人員を、大人 1 人を小児 2 人に、また、小児 1 人を大人 0.5 人にそれぞれ換算（換算人員の合計に 1 人未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）して、不足人員から差し引いて計算する。

(1) 大人及び小児に責任人員がつけられている団体について、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員

(2) 旅客車専用扱の団体及び大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員

(団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算)

第 74 条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算は、第 55 条の規定によるほか、次のとおりとする。

(1) 旅客が、第 45 条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間の営業キロを通算する。

(2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間の営業キロを通算する。

- 2 普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において途中下車をする団体旅客運賃は、当該下車駅をもって前後の営業キロを打ち切って団体旅客運賃を計算する。

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第75条 第44条の規定によって貸切乗車券を発売する場合は、1両につき51人に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅客鉄道会社の所有する車両を貸切とする場合は、その設備定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客運賃の最低額)

第76条 前条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が50キロメートル相当分の旅客運賃に満たないときであっても、同条の規定によって計算した50キロメートル相当分の旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第77条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算)

第78条 第66条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

第7節 急行料金

(大人急行料金)

第79条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通急行料金 520円
- (2) 特別急行料金 1,040円

(団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金)

第80条 団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金は、その旅客運賃収受人員に相当する急行料金(貸切旅客の場合は、大人急行料金)とする。

第8節 特別車両料金

(特別車両料金)

第81条 E001形を使用する特別急行列車トランスイート四季島号の個室に対して適用する特別車両料金は、11,390円とする。

(注) 1人あたりの料金とする。

(団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金)

第82条 団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金は、その旅客運賃収受人員に相当

する額（貸切旅客の場合は、特別車両料金）とする。

- 2 前項の規定によるほか、臨時列車を利用する団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金の計算方は、別に定めることがある。

第9節 特殊料金

（乗車整理料金）

第83条 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。

- 2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客1人につき1,000円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。
- 3 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。

（車両の留置料金）

第84条 旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が6時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに6時間を超えるときは、その超過時間について、次の各号の留置料金を収受する。

(1) 機関車	1両につき2時間までごとに	5,720円
(2) 客車・電車・気動車・荷物車 及び食堂車	同	1,980円

- 2 前項の規定による車両の留置料金を団体乗車券又は貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、団体乗車券又は貸切乗車券によって、あわせ収受する。

（旅客車専用扱又は貸切取消の場合の回送料）

第85条 旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対して使用する旅客車その他の車両を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロについて、次の各号に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間の営業キロは、打ち切って各別に計算する。

(1) 機関車	1両1キロメートルにつき	650円
(2) 客車・電車・気動車・荷物車 及び食堂車	同	240円

- 2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあつてはこれを収受しない。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通則

(乗車券類の使用条件)

第86条 乗車券類は、その券面表示事項に従って1回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券類は、1券片をもって1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 同一旅客は、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。

3 乗車券類は、乗車以外の目的で駅に入出する場合には、使用することができない。

(乗車券類の効力の特例)

第87条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

(1) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合

(2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(3) 持参人式通勤定期乗車券を記名人以外の旅客が使用して乗車する場合

(券面表示事項が不明又は不備の乗車券類)

第88条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあっては、発行駅）に差し出して書替を請求することができる。

3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換に再交付の取扱いをする。

4 前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類について準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第89条 旅客は、第87条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第90条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発売した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第91条 小児用の乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）は、この有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第86条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

2 前項の規定により小児用の普通乗車券を使用する旅客は、その乗車券と同時に使用す

る場合に限り、第 86 条の規定にかかわらず、小児用の急行券又は座席指定券を使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方)

第 92 条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第 2 節 乗車券の効力

(有効期間)

第 93 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券

営業キロが 100 キロメートルまでのときは 1 日、100 キロメートルを超え 200 キロメートルまでのときは 2 日とする。

ロ 往復乗車券

片道乗車券の有効期間の 2 倍とする。

(2) 定期乗車券

イ 通勤定期乗車券、持参人式通勤定期乗車券、通学定期乗車券及びシニア寿定期券

1 箇月、3 箇月又は 6 箇月とする。

ロ 通学片道定期乗車券

1 箇月又は 3 箇月とする。

ハ 通学学期定期乗車券

1 学期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までの期間の任意の日から起算して 107 日、2 学期は 8 月 17 日から 8 月 31 日までの期間の任意の日から起算して 120 日、3 学期は 1 月 3 日から 1 月 17 日までの期間の任意の日から起算して 73 日とする。

(3) 普通回数乗車券

3 箇月とする。ただし、通学用割引普通回数乗車券については、6 箇月とする。

(4) 団体乗車券

その都度定める。

(5) 貸切乗車券

その都度定める。

2 旅客運賃が同額のため、2 駅以上を共通の着駅とした普通乗車券の有効期間は、前項第 1 号の規定にかかわらず、その最遠駅着の営業キロによって計算する。

(継続乗車)

第 94 条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車をしないでそのまま

旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第 86 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客を一時出場させて、列車に接続のため待合せをさせるときは、指定した列車に乗り継ぐ場合に限り、継続乗車しているものとみなす。

(途中下車)

第 95 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。

- (1) 全区間の営業キロが片道 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、当社が指定した駅に下車するときを除く。
- (2) 普通回数乗車券を使用する場合は、その券面に表示された区間内の駅
- (3) 当社が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅以外の駅

(定期乗車券による急行列車等への乗車禁止)

第 96 条 旅客は、別に定める場合を除き、定期乗車券を使用して、次の各号の列車又は車両に乗車することができない。

- (1) 急行列車
- (2) 運輸上の必要により当社が特に指定する列車
- (3) 座席指定券を必要とする車両
- (4) 特別車両

(普通回数乗車券の同時使用)

第 97 条 大人用の普通回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第 86 条の規定にかかわらず、1 券片をもって小児 2 人が乗車することができる。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第 98 条 定期乗車券の記名人は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

2 前項の書替を請求する場合、定期乗車券の記名人は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 99 条 乗車券（往復乗車券又は普通回数乗車券にあつては、その使用する券片）は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第 179 条の規定の取扱いを受けたとき。
- (3) 鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 100 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、その全券片を無効とし回収する。

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引の乗車券を当該使用資格者以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第 27 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項(途中下車印を含む。)をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券若しくは普通回数乗車券又は普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第 85 条に規定する場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 91 条第 1 項に規定する場合を除く。
- (12) 乗車する列車を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき。
- (13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (14) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造(擬装を含む。以下同じ。)した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第 101 条 定期乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 持参人式通勤定期乗車券以外の定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

- (7) 通学定期乗車券、通学学期定期乗車券及び通学片道定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後（第 37 条の規定による割引の定期乗車券を購入した旅客が、割引適用資格を失ったときを含む。）に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券、通学学期定期乗車券、通学片道定期乗車券及びシニア寿定期券を使用する旅客が、第 102 条の規定による証明書を携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき又は第 96 条の規定に違反して乗車したとき。
- (12) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券等の効力)

第 102 条 通学定期乗車券、通学学期定期乗車券又は通学片道定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した別表第 13 号に定める証明書を携帯する場合に限って有効とする。

2 指定学校においてその代表が発行した証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書を代用することができる。

3 第 1 項に規定する証明書の交付及び発行方等については、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の規定を準用する。

4 シニア寿定期券は、年齢が確認できる公的証明書を携帯する場合に限って有効とする。
(学生用割引乗車券等の効力)

第 103 条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した別表第 14 号の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

3 前項の旅客証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第 3 節 急行券の効力

(急行券の効力)

第 104 条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車、旅客車、座席及び乗車区間に限って乗車することができる。

2 団体乗車券又は貸切乗車券によって発売した急行券を所持する団体旅客又は貸切旅客は、その券面に指定された急行列車に券面に表示された区間に限って乗車することができる。

3 指定急行券以外の急行券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の急行列車に、1回に限って使用することができる。

(急行券が無効となる場合)

第105条 急行券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった急行券を使用したとき。
- (3) 券面表示事項を、ぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (4) 使用を開始した急行券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (5) 証明書等の携帯を必要とする急行券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (6) 有効期間を経過した急行券を使用したとき。
- (7) 係員の承諾を得ないで、急行券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (8) 大人が小児の急行券を使用したとき。ただし、第91条第1項及び第2項に規定する場合を除く。
- (9) 指定急行券を指定以外の急行列車、旅客車又は座席に使用したとき。
- (10) その他急行券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した急行券を使用して急行列車に乗車した場合に準用する。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通則

(乗車券類の表示事項)

第106条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 前項第3号及び第4号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。

3 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、第1項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

(この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等)

第107条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、又は入缺する等の方法によって補うものとする。

2 乗車券類の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することがある。

(1) 前条第1項に規定する表示事項

- イ 表示事項の一部の裏面表示
- ロ 表示事項の配列の変更

(2) 前号以外の様式

- イ 乗車券類の寸法の変更
- ロ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
- ハ 表示事項の一部の省略又は追加

3 乗車券類の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。

4 小児用の乗車券類は、「小」の記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。
(字模様の印刷)

第108条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に掲げる字模様を印刷する。



又は



(乗車券の駅名等の表示方)

第 109 条 乗車券類の発駅名及び着駅名の表示方は、旅客運賃の計算に従って表示する。
ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第 110 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面に、ゴム印の押なつ又は券印刷発行機若しくは自動券売機の印字により、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第 6 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃・料金を割引するもの

イ 第 64 条及び第 70 条第 2 号の規定による学生割引



ロ 第 65 条の規定による被救護者割引

(イ) 被救護者用



(ロ) 付添人用



ハ 第 59 条の規定による臨時特殊割引

(イ) 割引率の明らかなもの



(ロ) (イ)以外のもの



ニ 第 68 条の規定による定期割引



ホ 第 70 条第 1 号の規定による学生割引



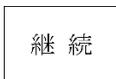
(2) 大人用又は大人小児用の乗車券を小児用とするもの



(3) 再交付するもの



(4) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの



(5) 普通乗車券又は急行券で有効期間の開始日又は乗車日を発売日後の日とするもの
月 日から有効

ただし、表面に表示しがたいときは裏面に表示し、表面には(前)と表示する。

(6) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの



又は「証第 号」

(7) 持参人式通勤定期乗車券に表示するもの



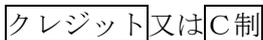
(8) 通学学期定期乗車券に表示するもの



(9) シニア寿定期券に表示するもの



(10) 第5条第2項の規定によるクレジットカードで支払った乗車券に表示するもの



2 常備式の乗車券類に前項第1号に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

(普通乗車券の様式)

第111条 普通乗車券の様式は、別表第15号のとおりとする。

第 2 款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第 112 条 定期乗車券の様式は、別表第 16 号のとおりとする。

第 3 款 普通回数乗車券の様式

(普通回数乗車券の様式)

第 113 条 普通回数乗車券の様式は、別表第 17 号のとおりとする。

第 4 款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第 114 条 団体乗車券の様式は、別表第 18 号のとおりとする。

第 5 款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第 115 条 貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体乗車券の様式の団体の文字を貸切と訂正したものとする。

第 3 節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第 116 条 特別補充券は、この章の第 1 節及び第 2 節に規定する乗車券として発行するほか、払戻証明等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

(特別補充券の様式)

第 117 条 特別補充券の様式は、別表第 19 号に定めるとおりとする。

第6章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通則

(乗車券類の改札)

第118条 乗車の目的で駅に入場し、又は駅から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札装置による改札を含む。以下乗車券類の改札及び引渡しについて同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても同様とする。

(乗車券類の引渡し)

第119条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第120条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検等を受け、途中下車をする際に、これに途中下車印の押なつを受け、また、乗継をする際に、これを係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第121条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(普通回数乗車券の改札及び引渡し)

第122条 普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

第123条 団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第3節 急行券の改札及び引渡し

(急行券の改札及び引渡し)

第 124 条 急行券を使用する旅客は、急行列車に乗車する際に、その使用する急行券を係員に呈示して入駅又は改札を受け、また、下車した際に、使用済みの急行券を係員に引き渡すものとする。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

第125条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取り扱う。

(払いもどし請求権行使の期限)

第126条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第158条、第159条、第161条、第163条、第164条、165条の規定により旅客運賃・料金について払いもどしの請求をする場合は、払いもどしの事由が発生した日の翌日から起算して1箇年を経過するまでの間はこれを請求することができる。

(旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額)

第127条 旅客運賃・料金の払いもどしをする場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取り扱う。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受又は払いもどしをする場合の既収額)

第128条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の収受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金額を収受しているものとして収受又は払いもどしの計算をする。

第2節 乗車変更の取り扱い

第1款 通則

(乗車変更の種類)

第129条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取り扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

(1) 当該乗車券類による旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合
乗車券類変更

(2) 当該乗車券類による旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合
イ 区間変更

ロ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第 130 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。

ただし、第 135 条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第 131 条 個人旅行用乗車券類のうち別に定めるもの、被救護者割引普通乗車券、定期乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

2 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について乗車変更の取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第 132 条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第 133 条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数(取扱いの当日は含めない。)を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第 93 条に規定する日数とする。

(別途乗車)

第 134 条 旅客が乗車変更を請求した場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打ち切り等によって旅客の希望するおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

第 2 款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

第 135 条 普通乗車券又は急行券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類(この変更を「乗車券類変更」という。)することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のもののみなして取り扱うことができる。

(1) 普通乗車券相互間の変更

(2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更

2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

3 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。

第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第136条 普通乗車券又は急行券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を、当該着駅を超えた駅への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）

イ 原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と、原乗車券の発駅から変更着駅までの区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

ロ 前イの場合において原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率により割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (2) 学生割引普通乗車券

イ 前項第1号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。

ロ 前項第2号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃と、原乗車券の不乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

- (3) 急行券

原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

(団体乗車券変更)

第137条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、区間変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限って取り扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃及び料金を収受する。この場合、旅客については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方法は、第136条第2項第1号及び同項第3号の規定を準用する。

- (2) 乗車列車の変更の取扱いをする場合の旅客運賃及び料金の計算方は、次による。

イ 旅客運賃

乗車区間に変更のない場合は、収受しない。

ロ 急行料金

原列車に対するすでに収受した料金と変更する列車に対する実際の乗車区間について計算した料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通則

(旅客運賃・料金の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第138条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払いもどしの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

第139条 旅客は、当社が乗車変更等の際に収受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第140条 旅客は第87条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額については、払いもどしを請求することができない。

第2款 乗車券類の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第141条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。
- (3) 第100条によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が、第100条第1項第6号の規定により無効となる2以上の普通回数乗車券で乗車したときは、当該各普通回数乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を、当該旅客から収受する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。

4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第100条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券の不正使用の旅客に対する旅客運賃の収受)

第142条 第101条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2

項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第101条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日(第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間(同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に示された区間と、その区間外とを合わせた区間)を、毎日1往復(通学片道定期乗車券にあつては、片道1回)ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (2) 第101条第1項第6号に該当する場合であつて、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外とを通じた区間を往復(通学片道定期乗車券にあつては、片道)乗車したものとして計算した普通旅客運賃を収受する。
- (3) 第101条第1項第6号に該当する場合であつて普通乗車券を使用したとき及び同項第10号から第12号までの1に該当する場合は、乗車した区間に対する普通旅客運賃を収受する。

2 前項の規定は、他運輸機関等が発行した乗車証又は証明書等であつて、これらを呈示すれば当該運輸機関等が運行する列車、船等に乗車船できるものを使用したときに準用する。この場合、当該乗車証等の効力が発生した日から当該旅客の乗車駅からの区間を、毎日1往復ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃をあわせて収受する。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方法)

第143条 第141条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅(接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかになったときは、その接続列車の出発駅)から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(急行券等の無札及び不正使用の旅客に対する急行料金・増料金等の収受)

第144条 第141条及び前条の規定は、急行券及び特別車両券に準用する。

第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第145条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第141条・第143条又は前条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、

普通旅客運賃・料金を収受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃及び増料金は収受しない。

- 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
- 3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く）を紛失した場合に準用する。

（再収受した旅客運賃・料金の払いもどし）

第146条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類1枚につき手数料220円を支払い、再収受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

（団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方）

第147条 旅客が、団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第145条の規定にかかわらず、別に旅客運賃又は料金を収受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券類について既にその旅客運賃・料金の払いもどしをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

（旅行開始前の旅客運賃の払いもどし）

第148条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉢前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

（使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃及び急行料金の払いもどし）

第149条 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券及び指定急行券以外の急行券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）について準用する。

- 2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の記名人は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

(旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし)

第 150 条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

2 団体旅客又は貸切旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃・料金を払いもどしすることがある。(旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 151 条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第 148 条の規定を準用する。

(不乗区間等に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第 152 条 旅客は、次の各号に掲げる不乗区間等については、旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができない。

(1) 第 94 条の規定により継続乗車中に、第 155 条の規定により旅行を中止した場合の不乗区間

(2) 第 87 条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 153 条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合は、第 149 条第 2 項の規定を準用する。

3 第 1 項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1 箇月未満の経過日数は 1 箇月として計算する。

4 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。ただし、通学学期定期乗車券については、経過月数に相当する通学定期旅客運賃によって計算する。

(1) 使用経過月数が 1 箇月又は 3 箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃

(2) 使用経過月数が 2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額

(3) 使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額

(4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第154条 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの(第39条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。)であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

3 第1項及び第2項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として220円を支払うものとする。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどし)

第155条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4 第1項の規定による有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求する旅客は、その所持する急行券についても既に支払った料金から既に乗車した区間の料金を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として急行券1枚につき220円を支払うものとする。

5 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取

るものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第156条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で見せてその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどしの特例)

第157条 発行当日限り有効の乗車券又は急行券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券又は急行券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料220円を収受して旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いをする。

第5款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱い)

第158条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号の1に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券及び普通回数乗車券を使用する旅客は、第161条に規定する無賃送還(定期乗車券による無賃送還を除く。)又は第164条に規定する有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

- イ 第159条に規定する旅行の中止並びに旅客運賃及び料金の払いもどし
- ロ 第160条に規定する有効期間の延長
- ハ 第161条に規定する無賃送還並びに旅客運賃及び料金の払いもどし
- ニ 第163条に規定する不通区間の別途旅行並びに旅客運賃及び料金の払いもどし
- ホ 第164条に規定する定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき(接続を欠くことが確実なときを含む。)又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき(遅延することが確実なときを含む。)

- イ 第159条に規定する旅行の中止並びに旅客運賃及び料金の払いもどし
- ロ 第160条に規定する有効期間の延長
- ハ 第161条に規定する無賃送還並びに旅客運賃及び料金の払いもどし

(3) 車両故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することがで

きないとき

イ 第 159 条に規定する旅行の中止並びに旅客運賃及び料金の払いもどし

ロ 第 160 条に規定する有効期間の延長

- 2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、これを駅に差し出して、既に支払った旅客運賃及び料金の払いもどしを請求することができる。ただし、乗車券及び普通急行券にあつては、その乗車券類が、有効期間内（前売のものについては、有効期間の開始日前を含む。）のものであるときに限る。（旅行中止による旅客運賃及び料金の払いもどし）

第 159 条 前条第 1 項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃及び料金の払いもどしの請求をした場合は、次の各号に定める額の払いもどしをする。

(1) 乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。

イ 割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

ロ 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、旅行中止駅・当該最遠駅間に対する旅客運賃とする。

(2) 急行券

当該急行料金の全額。ただし、指定された急行列車（指定急行券以外の急行券の場合は、乗車した急行列車）にその全部又は乗車後その一部を乗車することができなくなったときに限る。

（有効期間の延長）

第 160 条 第 158 条第 1 項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、乗車券及び普通急行券について、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。

イ 第 158 条第 1 項第 1 号に規定する事由による場合は、当該乗車券を預けた日から開通後 5 日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

ロ 第 158 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号に規定する事由による場合は、1 日

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券類に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。

(3) 旅客が、第 1 号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第 161 条 第 158 条第 1 項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅（当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅）までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車（急行列車を除く。）に乗車する場合に限り取り扱う。この場合、急行券を使用して乗車した旅客については、急行列車により、当該急行券の発駅までの区間を急行列車により乗車させることがある。ただし、特別急行券以外の急行券を使用し乗車していた旅客は特別急行列車に乗車することはできない。

(2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

(3) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃及び料金の払いもどしをする。

(1) 乗車券

イ 発駅まで無賃送還のとき

すでに収受した旅客運賃の全額

ロ 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたとき又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき

(イ) 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃

(ロ) 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃

(ハ) (イ)及び(ロ)の場合、着駅が 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、その最遠駅を着駅として計算した額

ハ イ及び(ロ)の場合に、旅客が当該券片を使用して途中下車をしていたとき（(ロ)の場合は、途中駅・着駅間内の駅に途中下車をしていたときに限る。）は、その途中下車駅（途中下車駅が 2 駅以上のときは、最終途中下車駅）を途中駅とみなしてイの規定によって計算した額

(2) 急行券

第 159 条第 2 号の規定を準用する。

3 第 1 項に規定する無賃送還を行った場合、普通回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(旅客運賃・料金の払いもどし駅)

第 162 条 第 159 条又は前条の規定により、旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃・料金の払いもどしの請求をしなければなら

ない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方)

第 163 条 第 158 条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継をするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、その乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし)

第 164 条 旅客は、第 158 条第 1 項の規定により定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き 5 日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第 36 条第 2 項の規定により端数となる日数を附加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数）で除し、その 1 円未満の端数を 1 円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じて、端数計算した額

- イ 有効期間が 1 箇月のものにあつては、30 日
- ロ 有効期間が 3 箇月のものにあつては、90 日
- ハ 有効期間が 6 箇月のものにあつては、180 日
- ニ 通学学期定期乗車券の有効期間が 1 学期のものにあつては、107 日
- ホ 通学学期定期乗車券の有効期間が 2 学期のものにあつては、120 日
- へ 通学学期定期乗車券の有効期間が 3 学期のものにあつては、73 日

(2) 普通回数乗車券

普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、端数計算した額。

(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第 165 条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の 1 に該当する事由が発生したときは、第 158 条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求できる。

- (1) 乗車中の急行列車が運行不能となったとき
- (2) 乗車中の急行列車が運行時刻より 2 時間以上遅延したとき

2 急行券を所持する旅客は、第 158 条の規定によるほか、次の各号の 1 に該当するときは、その急行料金の全額の払いもどしを請求することができる。

- (1) 急行列車が出発時刻に1時間以上遅延したため、又は遅延することが確実なため、当該列車の利用を取りやめたとき
 - (2) 前項の規定により、他の急行列車に乗車したとき
 - (3) 急行列車の遅延により、着駅到着時刻に2時間以上遅延して到着したとき
- (運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第166条 旅客は、第159条、第165条又は第177条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第158条から前条まで又は第177条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

- 2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合、車両の故障等又は第177条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第6款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還及びその取扱方)

第167条 旅客（定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車（急行列車を除く。）によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃・料金を収受しない。ただし、旅客が無賃送還中、途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃・料金を収受する。

(乗車券類の誤購入の場合の取扱方)

第168条 旅客が、誤ってその希望する乗車券又は急行券と異なる乗車券又は急行券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一、類似、その他やむを得ないものと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券又は急行券に変更の取扱いをする。ただし、指定急行券については、この取扱いをしない。

- 2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃又は急行料金と正当な旅客運賃又は急行料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第8章 入場券

(入場券の発売)

第169条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で駅に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、第56条第1項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小児（大人又は小児が、2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。）

2 入場券は、駅において、係員又は自動券売機により発売する。

3 入場券は、入場する日の当日に発売する。

(入場券の料金)

第170条 入場券の料金は、1枚について大人160円、小児80円とする。

(入場券の効力)

第171条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。ただし、当社が特に認めた場合は、この限りでない。

(入場券が無効となる場合)

第172条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

(2) 発売駅以外の駅で使用したとき。

(3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。

(4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第173条 入場券の様式は、別表第20号のとおりとする。この場合、普通入場券にあつてはその表面左端に発行日付印を押したものとする。

(入場券の改札及び引渡し)

第174条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、普通入場券については入鋏を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合も同様とする。

(無札入場者)

第175条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第172条第1項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第170条の規定による入場料金を収受する。

2 前項の規定は、第172条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第 176 条 第 7 条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。

第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第177条 旅客は、第179条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第21号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第179条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第179条第4項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

2 前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び駅内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによつて、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第158条第1項第1号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は駅からの退去を求めることがある。

第178条 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限つて、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(無料手回り品)

第179条 旅客は、携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

4 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、第1項に規定する制限内である場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであつて、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第180条 旅客が、第177条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第179条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させるものとする。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第181条 旅客が、第177条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(手回り品の保管)

第182条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 14 日から施行する。

別表第1号 (第15条)

営業キロ

線名	駅名	営業キロ (起点から)	
青い森鉄道線	目時	めとき	0.0
	三戸	さんのへ	5.5
	諏訪ノ平	すわのたいら	9.5
	剣吉	けんよし	14.8
	苔米地	とまべち	18.2
	北高岩	きたたかいわ	21.0
	八戸	はちのへ	25.9
	陸奥市川	むついちかわ	32.8
	下田	しもだ	37.0
	向山	むかはやま	42.2
	三沢	みさわ	46.9
	小川原	こがわら	53.5
	上北町	かみきたちょう	57.4
	乙供	おつとも	64.3
	千曳	ちびき	70.9
	野辺地	のへじ	77.3
	狩場沢	かりばさわ	83.8
	清水川	しみずがわ	88.5
	小湊	こみなと	94.5
	西平内	にしひらない	98.3
	浅虫温泉	あさむしおんせん	104.7
	野内	のな い	111.2
	矢田前	やだまえ	112.7
小柳	こやなぎ	114.7	
東青森	ひがしあおもり	116.1	
筒井	つつい	117.5	
青森	あおもり	121.9	

別表第2号（第19条）

連絡乗車券発売範囲

券種	発 駅	接続駅	着 駅
普通乗車券 (片道・往復) ／団体乗車券	八戸・筒井 間の各駅	青森	(東日本旅客鉄道株式会社線) 奥羽線 新青森・弘前 間の各駅 津軽線 油川・蟹田 間の各駅
	八戸・千曳 間 及び 青森・狩場沢 間の各駅	野辺地	(東日本旅客鉄道株式会社線) 大湊線 北野辺地・大湊 間の各駅
	目時・北高岩 間 及び 青森・陸奥市川 間の各駅	八戸	(東日本旅客鉄道株式会社線) 八戸線 長苗代・鮫 間の各駅
	八戸・三戸 間の各駅	目時	(I G Rいわて銀河鉄道株式会社線) いわて銀河鉄道線 金田一温泉・盛岡 間 の各駅
定期乗車券	野辺地・筒井 間の各駅	青森	(東日本旅客鉄道株式会社線) 奥羽線 新青森・弘前 間の各駅 津軽線 油川・蟹田 間の各駅
	八戸・千曳 間 及び 青森・狩場沢 間の各駅	野辺地	(東日本旅客鉄道株式会社線) 大湊線 北野辺地・大湊 間の各駅
	目時・北高岩 間 及び 野辺地・陸奥市川 間の各駅	八戸	(東日本旅客鉄道株式会社線) 八戸線 長苗代・鮫 間の各駅
	八戸・三戸 間の各駅	目時	(I G Rいわて銀河鉄道株式会社線) いわて銀河鉄道線 金田一温泉・盛岡 間 の各駅

注 連絡運輸の往復普通乗車券は、当社線と I G Rいわて銀河鉄道株式会社線との区間に限って発売する。

別表第3号（第30条）

学校学生生徒旅客運賃割引証の様式

1 一般学校用

表

裏

12.8cm	学校学生生徒旅客運賃割引証			契 印
	(一般学校用)			
	第 _____ 号	学校種別又は指定番号		
	区間1			
	※ 乗車日	年 月 日		
	※ 乗車区間	駅から 駅まで		
	※ 経由	経由		
	区間2			
	※ 乗車日	年 月 日		
	※ 乗車区間	駅から 駅まで		
	※ 経由	経由		
	部 科 及 び 学 年	第 学年(年次)		
	証 明 書 番 号			
	使 用 者 の 指 名 及 び 年 齢	(才)		
	割 引 率	旅客鉄道会社線 2割		
有 効 期 限				
年 月 日 発行 ※発行日から1箇月間有効				
学 校 所 在 地			代 表 者 職 印	
学 校 名				
学 校 代 表 者 指 名				
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41	
割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。				

9.1cm

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの乗車区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者が記入してください。
- (4) 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。
又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期間まで(3箇月間)です。

備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。

(2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

2 通信教育学校用

表

裏

学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)		契 印	
第 _____ 号			
区間1			
※ 乗 車 日	年 月 日		
※ 乗 車 区 間	駅から 駅まで		
※ 経 由	経由		
区間2			
※ 乗 車 日	年 月 日		
※ 乗 車 区 間	駅から 駅まで		
※ 経 由	経由		
※ 乗 車 券 の 種 類	普通乗車券 普通回数乗車券		
部 科 及 び 学 年	第 学年(年次)		
証 明 書 番 号			
使 用 者 の 指 名 及 び 年 齢	(才)		
割 引 率	普通乗車券 2割		
(旅 客 鉄 道 会 社 線)	普通回数乗車券 2割又は5割		
有 効 期 限	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日発行			
学 校 所 在 地		代 表 者 職 印	
学 校 名			
学 校 代 表 者 指 名			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41
割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。			

12.8cm

9.1cm

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの乗車区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- (2) 割引普通回数乗車券は、指定学校(面接授業会場又は試験会場を含みます。)のより駅までの区間を、1人1組まで購入できます。
- (3) 割引普通乗車券と割引普通回数券を同時に購入することはできません。
- (4) この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。
- (5) ※印の欄は、使用者が記入してください。ただし、割引普通回数乗車券を購入する場合の「乗車区間」欄は、発行者が通学区間を記入してください。
- (6) 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表社印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (7) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは使用できません。
- (8) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (9) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (10) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (11) この割引証の有効期間は、割引普通乗車券を購入する場合は表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)、割引普通回数乗車券を購入する場合は、発行の日から1箇月間です。

備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。

(2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。

(3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

別表第4号（第32条）

被救護者旅客運賃割引証の様式

表

裏

被救護者旅客運賃割引証				契 印	
第 号		指定番号			
乗 車 日	●●●●年●●月●●日				
乗 車 区 間	駅から 駅まで				
経 由	経由				
乗 車 行 程	被救護者	片道乗車	付添人	片道乗車	経由
		往復乗車		往復乗車	
旅行証明書番号					
被 救 護 者 の 氏 名					(才)
及 び 年 齢					
付 添 人 の 氏 名					(才)
及 び 年 齢					
割 引 率	5割				
有 効 期 限	年 月 日 まで				
年 月 日 発行 ※発行日から1箇月間有効					
施設の所在地					代 表 者 職 印
施 設 名					
代 表 者 氏 名					
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード		
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	救	添	
			31	33	
割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。					

12.8cm

9.1cm

(この割引証の使用上の注意)

- (1) この割引証は、旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、次に掲げるいずれかにより割引普通乗車券を購入する場合に1回に限って使用できます。
ア 片道乗車又は往復乗車の割引普通乗車券を購入する場合
イ 付添人と同一区間の片道乗車又は往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合
ウ 被救護者が片道乗車、付添人が同一区間の往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) 発行者はこの割引証の記入事項(太わく内を除く。)を記入(乗車行程は、該当のものを○で囲む。)し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。ただし、記名人であつても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (7) この割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間です。

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

別表第5号 (第33条)

定期乗車券購入申込書の様式

1 通勤定期乗車券購入申込書

通勤定期券購入申込書		※太枠内をご記入ください	
新規 継続	※カタカナで氏名をご記入ください。	ご住所	〒 県
	様 才		電話番号
区間	駅⇔ 駅	<ul style="list-style-type: none"> ●本申込書は、申込内容の確認、定期券のご利用及び紛失等に関する連絡に使用する場合がございませう。 ●連絡定期券の場合は、当該会社からの照会に応じ申込内容を知らせることがございませう。 	
使用開始日	年 月 日	券番	発売額
種別	通勤定期	1 箇月・3 箇月・6 箇月	
	持参人式定期	1 箇月・3 箇月・6 箇月	
	シニア寿定期	1 箇月・3 箇月・6 箇月	
支払方法	現金・クレジット		
青い森鉄道株式会社			

2 通学定期券購入申込書

通学定期券購入申込書		※太枠内をご記入ください	
新規 継続	※カタカナで氏名をご記入ください。	ご住所	〒 県
	様 才		電話番号
区間	駅⇔ 駅	学校名 (実習先)	第 学年
使用開始日	年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ●本申込書は、申込内容の確認、定期券のご利用及び紛失等に関する連絡に使用する場合がございませう。 ●連絡定期券の場合は、当該会社からの照会に応じ申込内容を知らせることがございませう。 	
種別	通学定期	1 箇月・3 箇月・6 箇月	
	片道定期	1 箇月・3 箇月	
	学期定期	1 学期・2 学期・3 学期	
支払方法	現金・クレジット		
青い森鉄道株式会社			

別表第6号（第34条）

通学証明書の様式

契 印			
通 学 証 明 書			
No. _____			
学校種別 又は指定番号		区分	
通学者の 氏名・年齢	才		
通学者の居住地	電話()		
部科及び学年			
証明書番号			
通学区間	駅	駅間	経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月		
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から		
卒業予定年月日	年 月 日まで		
証 明	_____年 _____月 _____日発行		
	学校所在地	_____	
	学校名	_____	
	学校代表者氏名	_____	
代表者 職 印			
<p>1. この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。</p> <p>2. この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。</p> <p>3. この証明書のうち、※印の欄は通学者が記入してください。</p> <p>4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。</p>			
下欄には、記入しないでください。			
年 月 日まで			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。
- (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業会場又は試験会場所所在地住所を記入する。

別表第7号 (第42条)

団体旅行申込書の様式

青い森鉄道株式会社

団 体 旅 行 申 込 書

月 / 日

記入者

受付 (J R -)

箇所 (N T T -)

下記の太わく欄に記入のうえ、お申込みください。
 (学生団体の場合は、教育長又は学校長を申込者とし、職印を押してください。)

ふりがな						種	類	申込年月日	年	月	日	
団体名								乗車券類 購入箇所				
住所氏名								電話	()			
旅行者住所氏名								印	電話	()		
乗車人員	大人	小児	教職員	付添人	旅行者	その他	計	記事				
月 日	列車番号 (列車名)	区 間 (発着時刻)		利 用 施 設	分 割 可	第 2 希 望		備 考				
		(:) (:)				月 日	列車番号 (列車名)					
.		(:) (:)				.						
.		(:) (:)				.						
.		(:) (:)				.						
.		(:) (:)				.						
.		(:) (:)				.						
.		(:) (:)				.						
.		(:) (:)				.						

要求種別			取扱種別				団体種別				
1 引 受	2 座 番 表	3 席 付 引 受	1 指 定 小 口	2 グ ル ー プ	3 そ の 他	4 大 口	1 普 通	2 学 生	3 そ の 他	4	
扱番号	行程数					1人当たり		計			
		予定 取 入	運 賃		円		千円				
			料 金								
			計								
受付			.				団 第		号		

(提出用)

別表第8号 (第43条)

団体旅行引受書の様式

団体旅行引受書

引受番号第 号
年 月 日

様

引受箇所長 印

月 日お申込の団体については、下記の条件によって運送のお引受をいたします。

記

- (1) 旅客営業規則第44条の規定による保証金として 円を
年 月 日までに へ納付してください。
- (2) 貴方の都合によって解約した場合は、前号の保証金は返還いたしません。
- (3) 乗車人員が責任人員に満たない場合は、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金をお支払いください。
- (4) 列車運行の都合等によって引受内容の一部を変更することがあります。
- (5) 天災事変その他運輸上の都合によって列車の運行が不能となった場合は、この引受を取消すことがあります。この場合、收受した第1号の保証金は、返還いたします。
- (6) 団体乗車券は、 月 日までに購入してください。
- (7) 乗車方法等については、当方の指示に従ってください。
- (8) 前各号のほか、旅客運送に関する諸規定をお守りください。

団体名	利用施設						団体種別		
	大人	小児	教職員	付添人	旅行業者	合計	責任人員	大人	小児
人員									
行儀	月日	列車	区間	発時刻	着時刻	座席番号	記事		
	-					号車			
	-								
	-								
	-								
	-								
	-								

(A列4判)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

別表第9号 (第62条)

大人片道普通旅客運賃表

営業キロ	円
1～3	230
4～6	300
7～10	320
11～15	390
16～20	540
21～25	680
26～30	810
31～35	950
36～40	1,090
41～45	1,230
46～50	1,370
51～60	1,590
61～70	1,860
71～80	2,140
81～90	2,430
91～100	2,700
101～120	3,160
121～122	3,700

別表第 10 号 (第 66 条)

1 箇月大人通勤定期旅客運賃表

営業キロ	円	営業キロ	円	営業キロ	円	営業キロ	円
1	8,930	32	33,910	63	58,300	94	83,500
2	8,930	33	34,370	64	59,110	95	83,500
3	8,930	34	34,370	65	60,200	96	83,500
4	10,820	35	34,370	66	60,980	97	83,500
5	10,820	36	37,320	67	61,790	98	83,500
6	10,820	37	38,190	68	62,750	99	83,500
7	11,480	38	38,950	69	63,680	100	83,500
8	11,480	39	39,500	70	64,620	101	83,500
9	11,480	40	39,500	71	65,170	102	83,500
10	11,480	41	41,440	72	66,290	103	83,500
11	14,030	42	42,060	73	67,040	104	83,500
12	14,030	43	42,710	74	67,980	105	83,500
13	14,030	44	43,590	75	68,730	106	83,500
14	14,030	45	44,240	76	69,850	107	83,500
15	14,030	46	44,380	77	70,630	108	83,500
16	19,130	47	44,930	78	71,520	109	83,500
17	19,130	48	45,630	79	72,430	110	83,500
18	19,130	49	46,240	80	73,380	111	83,500
19	19,130	50	46,820	81	74,660	112	83,500
20	19,130	51	47,850	82	75,540	113	83,500
21	24,220	52	48,780	83	76,440	114	83,500
22	24,220	53	49,530	84	77,310	115	83,500
23	24,220	54	50,570	85	78,380	116	83,500
24	24,220	55	51,370	86	79,240	117	83,500
25	24,220	56	52,260	87	80,120	118	83,500
26	28,480	57	53,050	88	81,010	119	83,500
27	28,990	58	54,090	89	81,890	120	83,500
28	28,990	59	54,900	90	82,770	121	83,500
29	28,990	60	55,790	91	83,500	122	83,500
30	28,990	61	56,530	92	83,500		
31	33,010	62	57,370	93	83,500		

別表第 11 号 (第 66 条)

1 箇月大人通学定期旅客運賃表

営業キロ	円	営業キロ	円	営業キロ	円	営業キロ	円
1	2,480	32	7,920	63	13,630	94	20,270
2	2,480	33	8,010	64	13,830	95	20,560
3	2,480	34	8,050	65	14,040	96	20,750
4	2,860	35	8,270	66	14,290	97	20,950
5	3,110	36	8,320	67	14,420	98	21,230
6	3,340	37	8,350	68	14,810	99	21,330
7	3,600	38	8,580	69	14,900	100	21,510
8	3,960	39	8,610	70	15,150	101	23,980
9	4,240	40	8,860	71	15,330	102	23,980
10	4,350	41	9,090	72	15,550	103	23,980
11	5,130	42	9,260	73	15,870	104	24,360
12	5,250	43	9,520	74	16,030	105	24,620
13	5,370	44	9,660	75	16,170	106	24,850
14	5,500	45	9,920	76	16,410	107	25,100
15	5,500	46	10,030	77	16,610	108	25,460
16	6,750	47	10,150	78	16,910	109	25,740
17	6,910	48	10,430	79	17,000	110	25,860
18	6,910	49	10,620	80	17,290	111	26,640
19	7,020	50	10,920	81	17,630	112	26,760
20	7,160	51	11,090	82	17,800	113	26,870
21	7,290	52	11,370	83	18,040	114	27,010
22	7,400	53	11,530	84	18,220	115	27,010
23	7,400	54	11,700	85	18,480	116	28,260
24	7,500	55	11,980	86	18,660	117	28,410
25	7,540	56	12,200	87	18,900	118	28,410
26	7,570	57	12,320	88	19,140	119	28,530
27	7,570	58	12,580	89	19,210	120	28,660
28	7,690	59	12,820	90	19,490	121	28,800
29	7,690	60	13,040	91	19,710	122	28,920
30	7,820	61	13,110	92	19,990		
31	7,920	62	13,370	93	20,190		

別表第 12 号 (第 66 条)

1 箇月シニア寿定期旅客運賃表

営業キロ	円	営業キロ	円	営業キロ	円	営業キロ	円
1	2,900	32	9,270	63	15,950	94	23,720
2	2,900	33	9,370	64	16,180	95	24,060
3	2,900	34	9,420	65	16,430	96	24,280
4	3,350	35	9,680	66	16,720	97	24,510
5	3,640	36	9,730	67	16,870	98	24,840
6	3,910	37	9,770	68	17,330	99	24,960
7	4,210	38	10,040	69	17,430	100	25,170
8	4,630	39	10,070	70	17,730	101	28,060
9	4,960	40	10,370	71	17,940	102	28,060
10	5,090	41	10,640	72	18,190	103	28,060
11	6,000	42	10,830	73	18,570	104	28,500
12	6,140	43	11,140	74	18,760	105	28,810
13	6,280	44	11,300	75	18,920	106	29,070
14	6,440	45	11,610	76	19,200	107	29,370
15	6,440	46	11,740	77	19,430	108	29,790
16	7,900	47	11,880	78	19,780	109	30,120
17	8,080	48	12,200	79	19,890	110	30,260
18	8,080	49	12,430	80	20,230	111	31,170
19	8,210	50	12,780	81	20,630	112	31,310
20	8,380	51	12,980	82	20,830	113	31,440
21	8,530	52	13,300	83	21,110	114	31,600
22	8,660	53	13,490	84	21,320	115	31,600
23	8,660	54	13,690	85	21,620	116	33,060
24	8,780	55	14,020	86	21,830	117	33,240
25	8,820	56	14,270	87	22,110	118	33,240
26	8,860	57	14,410	88	22,390	119	33,380
27	8,860	58	14,720	89	22,480	120	33,530
28	9,000	59	15,000	90	22,800	121	33,700
29	9,000	60	15,260	91	23,060	122	33,840
30	9,150	61	15,340	92	23,390		
31	9,270	62	15,640	93	23,620		

別表第 13 号 (第 102 条)

通学する指定学校の代表者の発行した証明書の様式

1 一般用

表	裏
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">契印</div> <h3 style="text-align: center; margin: 10px 0;">証明書</h3> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p>下記の者は、当校 所属 部 (科) <input style="width: 50px;" type="text"/> の学生 (生徒) 学年 第 学年 (年度生) であることを証明する。氏名 _____ (才)</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日生 住所 _____</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p>発行者 _____ 所在地 _____ 学校名 _____ 代表者 _____ 氏 名 _____</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: fit-content; padding: 2px;">代表者 職印</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">8.5cm</div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">(注 意)</div> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>

2 通学定期乗車券購入兼用

表	裏																																				
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">契印</div> <h3 style="text-align: center; margin: 10px 0;">証明書</h3> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p>下記の者は、当校 所属 部 (科) <input style="width: 50px;" type="text"/> の学生 (生徒) 学年 第 学年 (年度生) であることを証明する。氏名 _____ (才)</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日生 住所 _____</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p>発行者 _____ 所在地 _____ 学校名 _____ 代表者 _____ 氏 名 _____</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: fit-content; padding: 2px;">代表者 職印</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">6cm</div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> _____ 年 月 日まで有効 _____ 通学区間 _____ 間 </div> <h3 style="text-align: center; margin: 10px 0;">通学定期乗車券発行控</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発行年月日</th> <th style="width: 15%;">有効期間</th> <th style="width: 15%;">発行駅</th> <th style="width: 55%;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">6cm</div>	発行年月日	有効期間	発行駅	記 事		箇月																														
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																		
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
<h3 style="text-align: center; margin: 10px 0;">通学定期乗車券発行控</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発行年月日</th> <th style="width: 15%;">有効期間</th> <th style="width: 15%;">発行駅</th> <th style="width: 55%;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">6cm</div>	発行年月日	有効期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月			<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">(注 意)</div> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																		
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				

備 考 (1) 内には、学校種別又は指定番号を表示する。

- (2) 第 38 条の規定により割引定期乗車券を購入する場合の通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては、様式表上部に区分を表示する。
- (3) この証明書に用いる写真は、証明書発行前 6 箇月以内に撮影した縦 3 cm、横 3 cm の正面上半身のものとする。
- (4) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から 1 箇月に限り、省略することができる。
- (5) 中学校第 3 学年以下の生徒・児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
- (6) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
- (7) 通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては、通学定期乗車券発行控欄以外の記入事項は発行者が記入するものとする。
- (8) 通信による教育を行う学校が面接授業を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、所在地欄の上部に面接授業会場とかつこ書きし、当該面接授業会場所在地住所を記入する。

別表第 14 号 (第 104 条)

被救護者又は付添人が携帯する旅行証明書の様式

表

8.5cm	契 印
	旅行証明書 No. _____
	下記の者は、当施設 <input type="text"/> の被救護者 で下記区間を旅行することを証明する。
	氏 名 _____
	付添人氏名 _____
	乗 車 区 間 _____ 駅から () _____ 駅まで
	_____ 年 _____ 月 _____ 日発行
	発行者
	所 在 地 _____
	施 設 名 _____
施設代表者氏名 _____	
代表者 職 印	

6cm

裏

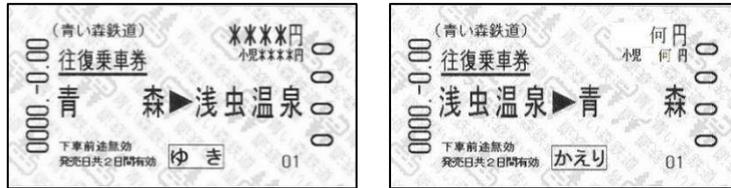
(注 意)
(1) この証明書は、被救護者（付添人） 用割引普通乗車券によつて乗車する場 合には、必ず携帯し、係員の請求があ つたときは、いつでも呈示しなければ ならない。
(2) この証明書は、他人に貸与し、又は 譲渡することはできない。
(3) この証明書を紛失したときは、直ち に、発行者に届け出なければならない。 い。
(4) この証明書は、旅行を終了したとき 又は有効期間を経過したときは、直ち に、発行者に返さなければならない。
(5) この証明書の有効期間は、発行の日 から 1 箇月間とする。

備 考 (1) 内には、指定番号を表示する。

(2) 乗車区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復又は付添人だけ往復の別を表示
する。

3 常備往復乗車券の様式

(1) 自動券売機用



(2) 券印刷発行機用



4 補充往復乗車券の様式

表

乙		甲								
<p>○ 往復 乙</p> <p>発駅 <input type="text"/></p> <p>經由 <input type="text"/></p> <p>着駅 <input type="text"/></p> <p>印章 <input type="text"/></p> <p>No 0000</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>社</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>J R</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>いわて銀河</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>青い森鉄道 駅発行</p>	社	円	J R	円	いわて銀河	円	計	円	<p>甲</p> <p>かえり No 0000 (青い森鉄道)</p> <p>_____ から _____ から</p> <p>_____ まで _____ まで</p> <p>經由 (_____)</p> <p>発売日共 _____ 日間有効</p> <p>¥ _____ 円</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>_____ 駅発行</p>	<p>ゆき No 0000 (青い森鉄道)</p> <p>_____ から _____ から</p> <p>_____ まで _____ まで</p> <p>經由 (_____)</p> <p>発売日共 _____ 日間有効</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>_____ 駅発行</p>
社	円									
J R	円									
いわて銀河	円									
計	円									
7.5cm	5.4cm	5.4cm								

裏

- キロ程が片道100キロメートル以内のものは、途中下車されると前途は無効となります。
- キロ程が片道100キロメートル以内のものは、途中下車されると前途は無効となります。

別表第 16 号 (第 112 条)

定期乗車券の様式

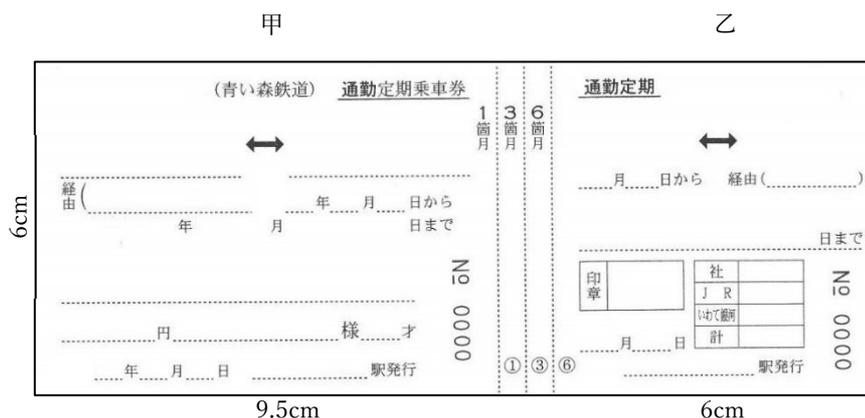
1 常備定期乗車券 (券印刷発行機用) の様式



2 補充定期乗車券の様式

(1) 通勤用

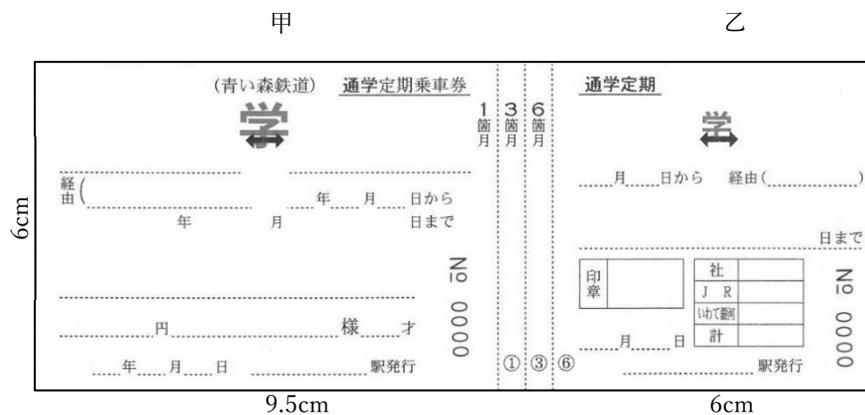
表



備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(2) 通学用

表



備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(3) 通学片道用

表

9cm	青い森鉄道 通学片道定期券 № 0000	甲
	学 ↓ 駅から	
	駅まで	
	(上記区間の一方のみ有効期間内乗車できます)	
	年 月 日から	
	年 月 日まで	
	円	
	様 才	
	年 月 日	
	通学片道1ヶ月 駅発行	
通学片道3ヶ月 ① 円		
③ 円		
9cm	学 ↓ (報告用)	乙
	№ 0000	
	年 月 日から	
	年 月 日まで	
	年 月 日	
青い森鉄道 駅発行		

備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

別表第 17 号 (第 113 条)

普通回数乗車券の様式

1 常備普通回数乗車券の様式

(1) 自動券売機用



(2) 券印刷発行機用



2 補充普通回数乗車券の様式

表



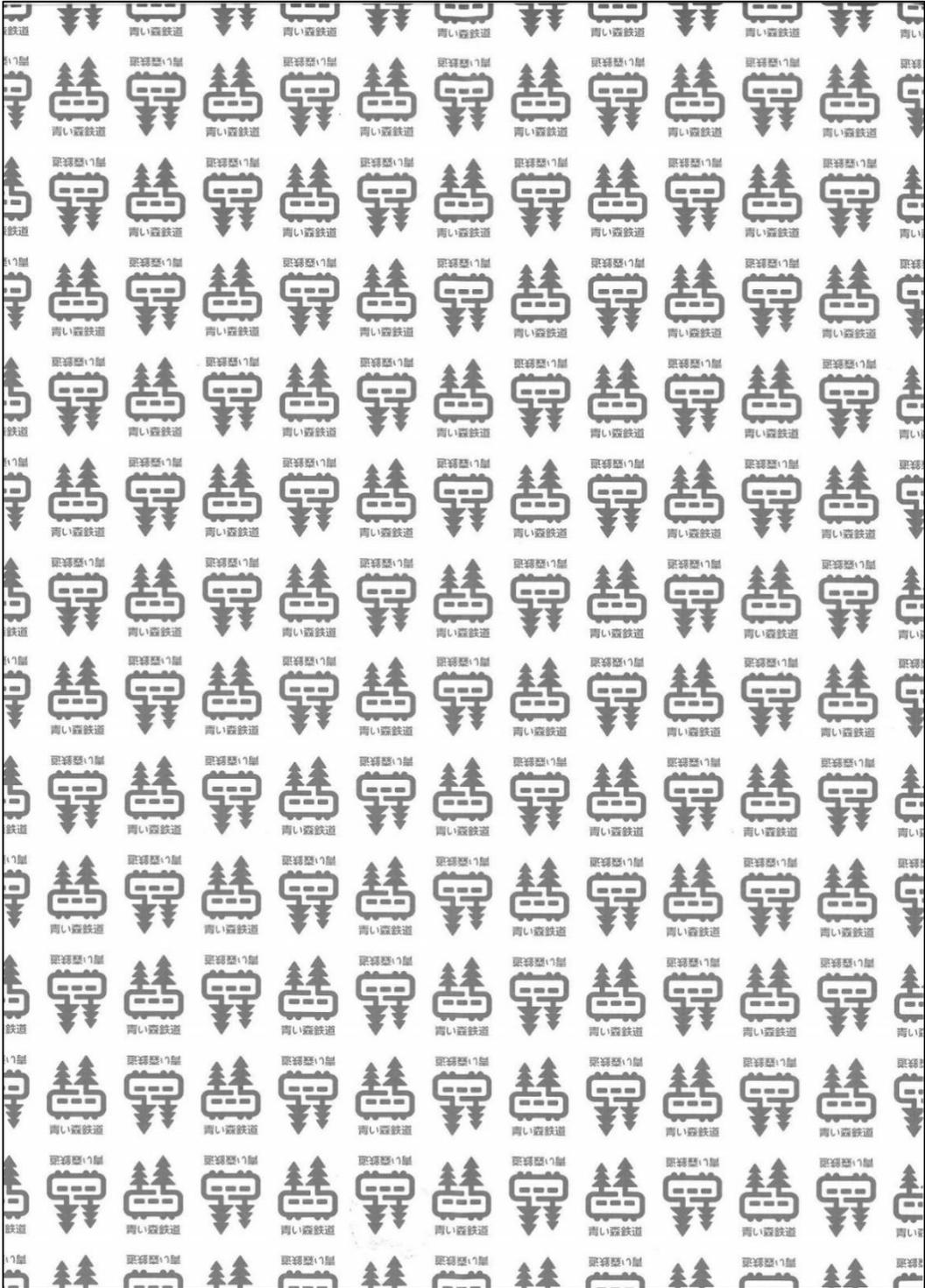
別表第 18 号 (第 114 条)

団体乗車券の様式

1 券印刷発行機用

表

青い森鉄道		団体乗車券		種類 学生	期別 青 岩 JR 1	No. 00 - 0000
団体名又は代表者名		77777777		引受番号	第 号	備考
実際乗車人員	大人 16	小児	教職員・付添 3	旅行者(有)	無賃人員	合計 19
運賃			打切区間			
割引率	1人当り旅客運賃	人員	団体旅客運賃	乗車駅 降車駅	經由	1人当り無割引運賃
5.0 割引	普通	大人 16	円 何	浅虫温泉 (北) 下田	青い森鉄道線	円 何
3.0 割引	普通	教/旅 3	円 何			円
割引	普通		円			円
割引	普通		円			円
割引	普通		円			円
割引	普通		円			円
割引	普通		円			円
行程						
乗車月日	列車種別	区間		乗車月日	列車種別	区間
00月00日		発 13:49	浅虫温泉			発
9999D		着 14:47	(北) 下田			着
		発				発
		着				着
		発				発
		着				着
		発				発
		着				着
		発				発
		着				着
改札証明				発行年月日	0000年00月00日	
乗車・降車駅				領収額合計	何円	
人員				発行箇所	下田駅	



2 補充団体乗車券の様式

表

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>青い森鉄道</p> <p>団体乗車券</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="font-size: small;"> <tr> <td style="width: 30px;">種類</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 30px;">期別</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: right;"> <p>甲冊</p> </div> </div>										種類		期別																											
種類		期別																																					
<table style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20%;">団体名又は代表者名</td> <td colspan="4"></td> <td style="width: 10%;">引受番号</td> <td style="width: 10%;">第 号</td> <td style="width: 10%;">⑤ 第 号</td> <td style="width: 10%;">備 考</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>乗車人員</td> <td>大人</td> <td>小児</td> <td>教職員付添人</td> <td>旅行者(有)</td> <td>旅行者(無)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船人員</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table>										団体名又は代表者名					引受番号	第 号	⑤ 第 号	備 考		乗車人員	大人	小児	教職員付添人	旅行者(有)	旅行者(無)	合 計				船人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
団体名又は代表者名					引受番号	第 号	⑤ 第 号	備 考																															
乗車人員	大人	小児	教職員付添人	旅行者(有)	旅行者(無)	合 計																																	
船人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人																														
旅 客 運 賃					打 切 区 間																																		
割引率	1人当り旅客運賃	人 員	団体旅客運賃	乗 車 駅	降 車 駅	経 由		1人当り無割引運賃																															
	普通 円		円					円																															
割 割引		人																																					
割 割引	普通 円		円																																				
割 割引		人																																					
割 割引	普通 円		円																																				
割 割引		人																																					
割 割引	普通 円		円																																				
割 割引		人																																					
割 割引	普通 円		円																																				
割 割引		人																																					
運賃合計(イ)				円	記 事																																		
行 程 ・ 料 金 (列車種別に○印が附されている場合は、その乗車年月日の当日中の任意の同種の列車に変更できます。)																																							
乗車月日	列車種別	区間 (×印の駅では途中下車できません。)	経 由	人 員	1人当りの料金				料 金 計																														
列車名(列車番号)					種類	金 額	利用施設	金 額																															
・		発駅		大 人		円		円	円																														
		着駅		小 人																																			
				割 人																																			
・		発駅																																					
		着駅																																					
・		発駅																																					
		着駅																																					
・		発駅																																					
		着駅																																					
・		発駅																																					
		着駅																																					
・		発駅																																					
		着駅																																					
責任人員				人	料 金 合 計(ロ)				円																														
指定保証金				円	額収額合計(イ+ロ)				円																														
年 月 日				発行箇所	窓口番号																																		

1.5cm

23.5cm

18cm

別表第 19 号 (第 117 条)

特別補充券の様式

表

裏

甲 冊 No.0001-1000

 **青い森鉄道乗車券**(車内・補充)

種 別	大人	小児	身・障・介・産 育・護・精・神・支
事 由	片道 往復	区変	紛失再 別途
発 行 年 月 日	年 月 日		領収額 円
有 効 期 間	当日限り有効	2日	4日
発 駅	着駅	発駅	着駅
青い森鉄道線		JR八戸線	
青 森	■ 長 苗 代	● 油 川	
● 筒 井	■ 本 八 戸	● 津 軽 宮 田	
● 東 青 森	小 中 野	奥 内	
● 小 柳	陸 奥 湊	左 堰	
● 矢 田 前	白 銀	後 湯	
野 内	皷	中 沢	
浅 虫 温 泉	JR大湊線	蓬 田	
西 平 内	▲ 北 野 辺 地	郷 沢	
小 湊	▲ 有 戸	瀬 辺 地	
清 水 川	吹 越	蟹 田	
狩 場 沢	陸 奥 横 浜	いわて銀河鉄道線	
野 辺 地	有 畑	★ 金 田 一 温 泉	
千 曳	近 川	★ 斗 米	
乙 供	金 谷 沢	二 戸	
上 北 町	赤 川	一 戸	
小 川 原	下 北	小 鳥 谷	
三 沢	大 湊	小 繁	
向 山	JR奥羽線	奥 中 山 高 原	
■ 下 田	● 新 青 森	御 堂	
■ 陸 奥 市 川	● 津 軽 新 城	いわて沼宮内	
八 戸	鶴 ケ 坂	岩 手 川 口	
■ 北 高 岩	大 駅 迎	好 摩	
■ 苫 米 地	浪 岡	洗 民	
剣 吉	北 常 盤	滝 沢	
★ 諏 訪 ノ 平	川 部	奥 子	
★ 三 戸	撫 牛 子	厨 川	
目 時	弘 前	青 山	
		盛 岡	

※裏面の記載事項をお読みください。

記事欄

M・D
第 列車 発行乗務員

《 ご 案 内 》

- 片道 100 km 以内のものは、途中下車されると前途は無効となります。
- 往復乗車券の有効期間は、片道乗車券の 2 倍となります。
- 本券は、自動改札は通れません。有人駅では有人改札口をご利用になり、無人駅もしくは有人駅の無人時間帯は、運転士にお渡しください。

青い森鉄道からのお願い

- 無人駅もしくは無人時間帯の有人駅から乗車の際は、1 両目の前から 3 番目のワンマン乗車口からご乗車ください。
(一部列車を除く)
- 無人駅もしくは無人時間帯の有人駅からご乗車で、切符を所持していないお客様は、乗車整理券を必ずお取りください。
(一部列車を除く)
- 無人駅もしくは無人時間帯の有人駅からご乗車の際は、一番前のドアからご降車ください。なお、乗車券は運転士にお渡しになり、定期券は運転士にご提示ください。
(一部列車を除く)
- 携帯電話は、マナーモードにし通話はお控えください。
- 優先席付近では、混雑時には携帯電話の電源はお切りください。
- 優先席を必要なお客様には席をお譲りください。
- 大きなカバン、手荷物などは、車内上にある荷物棚をご利用ください。
- 列車内は、全て禁煙となっております。
- ドアの開閉の際は、周囲のお客様に十分ご注意ください。
- 他のお客様のご迷惑になる行為はご遠慮ください。

1.8cm

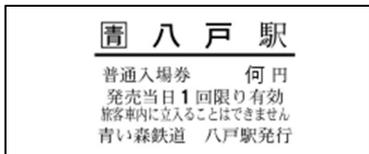
18.2cm

7.5cm

別表第 20 号 (第 173 条)

入場券の様式

1 一般用 (大人用)



2 自動券売機用 (大人用・小児用)



3 券印刷発行機用 (大人用・小児用)



別表第 21 号 (第 177 条)

危険品

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造とも重量が 1 キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
			ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—		
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した 400 個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した 200 個以内 (競技用の口径 0.22 インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては 800 個以内) のもの

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類		空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した 200 個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
			雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した 400 個以内のもの	
			火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—		
			星火を発する榴弾	—		
			救命索発射器用ロケット	—		
			煙火	—		
			がん具煙火	がん具煙火 (おもちゃ花火、発炎筒*)、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造とも重量が 1 キログラム以内のもの	
			競技用紙雷管 (大形紙雷管を含む。)			
			導火線	導火線又は電	容器・荷造とも重量が 3 キログラム以内のもの	
			電気導火線	気導火線		
			その他の火工品	—		
		その他	その他、火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号) で定める火薬類		—	
		その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも重量が 2 キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカーズプレー*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬 *	容器・荷造ともの重量が 3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン		—
			—	ジニトロナフタリン		—
			—	ジニトロトルエン		—
			—	ジニトロフェノール		—
			—	ニトログリコール		—
			—	トリニトロベンゼン		—
			—	トリニトロトルエン		—
			—	ピクリン酸		—
			—	過酢酸		—
			—	メチルエチルケトン過酸化物		—
			—	アジ化ナトリウム		—
			—	その他、労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号)におけ る危険物「1.爆発性の物」に該当 する品目		—
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が 3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ		—
			—	黄リンマッチ		—
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内 のもの
			—	金属カリウム		—
			—	金属リチウム		—
			—	金属ナトリウム(金属ソーダ)		—
			—	カリウムアマルガム		—
			—	ナトリウムアマルガム		—
			—	マグネシウム(粉状箔状又はひも 状のものに限る。)		—
—	アルミニウム粉		—			

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
2	発火性の物	その他発火性の物	—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）＊	容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール＊	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー＊	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤＊	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール＊	
			—	松根油	絵具用溶剤＊	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤＊	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー＊	
			—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸＊	
—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）＊				

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	揮発油		—
			—	ソルベントナフタ		—
			—	コールタール軽油		—
			—	ベンゼン（ベンゾール）		—
			—	トルエン（トルオール）		—
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）		—
			—	二硫化炭素		—
			—	酢酸ビニルモノマ		—
			—	エーテル		—
			—	クロロシラン		—
			—	アセトアルデヒド		—
			—	パラアルデヒド		—
			—	ジエチルアルミニウム		—
			—	モノメチルアミン		—
			—	トリメチルアミンの水溶液		—
			—	ジメチルアミン		—
			—	ピリジン		—
			—	酢酸アルミ		—
			—	酢酸エチル		—
			—	酢酸メチル		—
			—	義酸エチル		—
			—	プロピルアルコール		—
			—	ビニルメチルエーテル		—
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）		—
			—	酢酸ブチル		—
—	フーゼル油		—			
—	灯油（石油）		—			
—	軽油（ガス油）		—			

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマル-ペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
			その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	オゾン	オゾン発生器 *	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				ヘリウム	ヘリウムガス *	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
			エタン	—		
			エチレン	—		
			メタン	—		
			その他の圧縮ガス及びその製品	—		
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス *	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
フロン-12	エアゾール噴射剤、エアコ ンガス*					
フロン-22	エアゾール噴射剤、エアコ ンガス*					

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
				液体空気		—
				液体窒素		—
				液体酸素		—
				液体アンモニア		—
				液体塩素		—
				液体亜硫酸		—
				液化シアン化水素（液体青酸）		—
				塩化エチル		—
				塩化メチル（メチルクロライド）		—
				液化酸化エチレン		—
				塩化ビニルモノマ		—
				液体メタン		—
				その他の液化ガス及びその製品		—
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
—	過酸化バリウム		—			

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
5	酸化性の物	過酸化物	—	過酸化亜鉛	—		
			—	過酸化カリウム	—		
			—	その他の無機過酸化物	—		
		硫酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの	
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—		
			—	硝酸ナトリウム	—		
			—	その他の硝酸塩類	—		
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
			—	その他の亜塩素酸塩類	—		
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—		
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの	
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—		
			—	過硫酸カリウム	—		
			—	過硫酸ナトリウム	—		
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—		
			—	その他の酸化性の物及び製品	—		
		6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液 *	密閉した容器に収納し、 且つ、破損するおそれの ないよう荷造した 0.5 リ ットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力 洗浄剤*	—
			—	硝酸	—	—
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリル 含む。）	—	—
			—	フッ化水素酸	—	—
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	—
			—	フェロシリコン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロルピクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素（ブロム）	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭 和 25 年法律第 303 号）で指定され ている毒物及び劇物	—	—
		—	その他、毒物及び劇物取締法で指 定されている毒物及び劇物を使用 した製品（薬液を入れた鉛蓄電池 など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅 固な木箱に入れ、且つ、端子 が外部に露出しないように荷 造したもの	
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法 （昭和 23 年法 律第 82 号）の 適用を受ける 農薬	拡散用高压容器に封入し た農薬で 2 本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN 剤		
			—	燻蒸剤		
—	殺鼠剤					
—	除草剤					
—	展着剤					
—	銅剤					

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	農薬	—	水銀剤	農薬取締法 (昭和23年法律第82号)の 適用を受ける 農薬	拡散用高圧容器に封入し た農薬で2本以内のもの
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
			—	鉱油剤		
		—	その他、農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けるもの			
		その他危険物	—	生石灰(酸化カルシウム)	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)	催涙スプレー*	容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト		—
			—	塩化リン		—
—	臭化ベンジル			—		
—	四塩化チタン		—			

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。